

覚書（2）

東京藝術大学社会連携センターと法務省保護局、日本更生保護協会が連携協力し、更生保護誌（日本更生保護協会発行）の制作について、下記のとおり覚書を締結する。

記

- 1 東京藝術大学社会連携センターは、同大学美術学部日本画研究室と協議の上、毎月発刊される更生保護誌表紙絵作家の推薦及び制作について、支援、協力する。
- 2 法務省保護局は、更生保護誌表紙絵を始め、同誌編集全般について協力する。
- 3 日本更生保護協会は、同誌発行者として、表紙絵原画の適切な管理を行うとともに、同誌表紙絵作家との連絡調整等を行う。
- 4 本覚書に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、互いに協議の上で、決定するものとする。

平成29年3月23日

東京藝術大学社会連携センター長

唐正明

法務省保護局長

坂本直美

日本更生保護協会理事長

御法野大